




農地制度が変わります！
－平成21年6月24日，「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。 21年中には，「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され，新たな農地制度がスタートします。
－新たな農地制度は，11これ以上の農地の減少を食い止め，農地を確保するとともに， （2）農地の貸借をやりやすくして，農地を最大限利用することをねらいとしています。

農地を貸したいんだけど・••


－農地を利用できる者の範囲が拡大され ます（一定の要件を満たす必要があり ます）。

## 許可なく転用してしまうと・•• 

－違反転用等に対する処分•罰則が強化 されます。
－都道府県知事等に よる行政代執行制度が創設されます。


## 耕作しないでいると・•• <br> 

－すべての遊休農地が指導の対象となり ます。
－農業委員会が，年1回農地の利用状況 を調査します。
－遊休農地の所有者等に対しては，農業委員会が指導•勧告などを行います。


## 農地を相続する場合ぽ。 

相続等によって農地を取得した人農地のある農業委員会へ届出が必要に なります。
－届出をしなかったり，虚偽の届出をす ると，10万円以下の過料に処せられる ことになります。
－耕作できない場合等は，農業委員会 から貸し借り等のあっせんを受ける ことができるように なります。


詳しくは，広野町農業委員会 $\boldsymbol{\Xi}$ 27－4163へお問い合わせください。

